

【令和7年中に収入がなかった方】
該当する項目に○をつけ、必要事項を記入してください。

【⑬社会保険料控除】
令和7年中に支払った社会保険料がある場合に、支払額を全額控除できます。国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払額は税務課で確認できます。支払った金額の合計額を5⑯欄に記入してください。国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合には、支払いをした証明書を添付または提示してください。
※国民年金保険料控除証明書については長岡年金事務所へお問い合わせください。
(電話:0258-88-0003)

【⑭小規模企業共済等掛金控除】
小規模企業共済法に規定する共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛け金、心身障害者扶養共済制度の掛け金の支払額を5⑯欄に記入してください。支払った掛け金額の証明書を添付または提示してください。

【⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除】
実際に支払った金額を記入してください。控除額は、右側の表から算出し、5⑯欄、5⑰欄にそれぞれ記入してください。支払額などの証明書を添付または提示してください。

【⑰寡婦控除、ひとり親控除】
以下の要件に該当する方は、該当する箇所にチェックをしてください。控除額は、右側の表のとおり5⑰欄に記入してください。

(1)寡婦①:夫と離婚した後再婚しておらず、子以外の扶養親族（合計所得金額等が58万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない人）がいる方
で、合計所得金額が500万円以下の方
寡婦②:夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方
(2)ひとり親:現に結婚していない方や配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族でない人）があり、合計所得金額が500万円以下の方

【⑱勤労学生控除】
控除額は右側の表のとおり5⑲欄に記入してください。在学証明書などを添付または提示してください。ただし、令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の「勤労所得以外」の所得が10万円以下の方。

【⑲障害者控除】
あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、障害者や特別障害者である場合に該当者の氏名、障害の程度を記入してください。

【⑳㉑配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者が、右表の区分でいずれかの控除額に該当するときに配偶者の氏名、生年月日などを記入してください。また、同一生計配偶者（控除額0円を含む）に該当する場合も同様に記入するほか、同一生計配偶者欄にチェックしてください。

【㉒㉓扶養控除・特定親族特別控除】
あなたと生計を一にする親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下のときに該当する方の氏名、生年月日、統柄、合計所得、控除額などを記入してください。
19~22歳の親族の場合は、合計所得が58万超、123万以下の場合も同様に記入するほか、特親欄にチェックしてください。

控除額は、右側の表から算出し5⑲~㉓欄にそれぞれ記入してください。
※16歳未満扶養親族の控除額は0円ですが、扶養人数の把握や保育料などの算定に使用されますので記入漏れのないようお願いします。

【㉔雑損控除】
令和7年中に災害や盗難、横領などによって住宅や家財などに損失を受けた方や、災害などに関連してやむをえない支出（災害関連支出）をした方は、雑損控除が受けられる場合があります。被害を受けた資産の明細が分かるものや、災害関連支出の領収書を、申告書に添付または申告の際に提示してください。

＜控除額:下記①、②のいずれか多い額を5㉔欄に記入してください＞
①(損害金額)-(保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等の10%)
②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-(5万円)

【㉕医療費控除】
あなたや生計を一にする配偶者、親族のために令和7年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に控除できます。医療費の明細書を作成し、申告書に添付してください。

＜控除額:以下の計算結果を5㉕欄に記入してください＞
(支払った医療費等)-(保険金などで補てんされる金額)-(①総所得金額等の5%か②10万円のいずれか少ない額)※控除の最高限度額は200万円

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合は、5㉖欄の区分欄に「1」と記入してください。※この特例については、右側の詳細をご覧ください。

市民税・県民税申告書の記入例 【小千谷市】

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、
申告書の提出にはマイナンバーの記入が必要です

住所、氏名、生年月日、個人番号などを記入してください。

令和8年度分 市民税・県民税申告書 表面記入例 (令和7年中の所得等について申告してください。)

小千谷市長あて	住所	小千谷市 ○○ 1-2-3	支援 GP
8年 3月 1日 提出	氏名	小千谷 太郎	生年月日 明治 52.2.1 完名番号 ****
	個人番号		電話番号 12-3456
	業種又は職業	OO業	世帯主の氏名 続柄 小千谷 太郎 本人
※令和7年中に課税対象となる収入がなかった方など（該当する事項に○をつけてください。）			
(1) 下記の者の扶養だった（あなたから見た続柄） 住所： 氏名：			
(2) 非課税收入のみ（遺族年金・障害年金・雇用保険）			
(3) 就学中 学校名： 年平成見込 居所：			
(4) その他 □ 無職 □ 確定申告書提出済 □ 給与支払報告書提出済 □ その他（ ）			
4 所得から差し引かれる金額に関する事項			
⑯ 社会保険料控除	国民健康保険税	介護保険料	国民年金保険料
⑯ 生命保険料控除	253,000 円	51,180 円	175,920 円
⑯ 地震保険料控除	後期高齢者医療保険料	その他（ ）	合 計 480,100 円
⑯ 雜所得	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計
⑯ 障害者控除	55,000 円	円	7,000 円
⑯ 雜所得	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	
⑯ 雜所得	120,000 円	円	
⑯ 雜所得	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑯ 雜所得	52,000 円	86,000 円	
⑯ 雜所得	⑯ 口寡婦控除 ⑯ 口ひとり親控除 ⑯ 口勤労学生控除 (学校名)	⑯ 口死別 口生死不明 口離婚 口未帰還	
⑯ 雜所得	1 氏名 小千谷 大三郎	障害の程度 2種4	級度
⑯ 雜所得	2 氏名 小千谷 花子	障害の程度	級度
⑯ 雜所得	配偶者 配偶者	生年月日 明治 53.9.1	合計所得金額 920,000 円
⑯ 雜所得	1 氏名 小千谷 大三郎	合計所得 15 万円	控除額 38 万円
⑯ 雜所得	2 氏名 小千谷 さくら	合計所得 0 万円	控除額 0 万円
⑯ 雜所得	3 氏名 小千谷 さとし	合計所得 90 万円	控除額 45 万円
⑯ 雜所得	4 氏名 小千谷 ひかる	合計所得 32,000 万円	控除額 0 万円
⑯ 雜所得	合計所得	扶養控除額の合計	830,000円
6 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納稅方法			
⑯ 雜損控除	損傷の原因 火災	損害年月日 R7.9.2	損害を受けた資産の種類 住宅・家財
⑯ 雜損控除	損害金額 7,000,000 円	保険金などで補てんされる金額 6,500,000 円	差引損失額のうち 300,000 円
⑯ 医療費控除	支払った医療費等 32,000 円	保険金などで補てんされる金額	

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】
健康維持増進などのための一定の取組（健康診査、人間ドック、予防接種など）を行う方が、令和7年中に購入した特定一般用医薬品等の支払額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額を所得金額から控除できます。購入費の明細書を作成し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類とともに、申告書に添付してください。
※特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品からドラッグストアなどで購入できるものに転用されたものの（スイッチOTC医薬品）をいいます。
※この特例を適用する場合は、従来の医療費控除との併用はできません。
※控除額:以下の計算結果を5㉖欄に記入してください
特定一般用医薬品等購入費-保険金などで補てんされる金額-1万2千円 ※控除の最高限度額は8万8千円

【申告書のある場所】小千谷市税務課、片貝総合センター、真人ふれあい交流館、各住民センター
【申告受付期間】令和8年2月16日～3月16日

⑮生命保険料控除

生命保険料控除	支払金額	控除額
	12,000円以下	全額
新契約	12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
旧契約	56,000円超	28,000円
	15,000円以下	全額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

※新契約:平成24年1月1日以降に契約

※旧契約:平成23年12月31日までに契約

生命保険料控除額の合計

契約・保険料の種類ごとに、上の表で算出した控除額を合計します

生命保険料控除	個人年金保険料
新契約	新生年保険料 最高28,000円
旧契約	旧個人年金保険料 最高35,000円
小計	A 旧のみ:最高35,000円 C 旧のみ:最高35,000円
	B 新+旧:最高28,000円 D 新+旧:最高28,000円
合計	(A+Bのいずれか大きい金額)+(C+Dのいずれか大きい金額)+E =控除の合計額(最高70,000円)

※新旧契約の両方を支払っている場合で、旧契約のみについて計算した控除額が、新旧契約両方について計算した控除額より有利な場合は、旧契約のみについて控除が適用されます。

⑯地震保険料控除

区分	控除額
地震保険料	50,000円以下 支払金額の1/2
	50,000円超 25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下 全額
	5,000円超 15,000円以下 支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超 10,000円

地震保険料+旧長期損害保険料=地震保険料控除額(限度額25,000円)

⑰寡婦、ひとり親控除

区分	控除額	備考
勤労学生控除	26万円	
障害者控除	26万円	身体障害1級・2級、精神障害1級、療育Aまたは同程度である旨の認定を受けている方
同居特別障害	30万円	被扶養者と同居しているときのみ該当

㉒扶養控除

区分	内容	控除額
控除対象扶養親族(16歳以上)	70歳以上の同居老親等	45万円
	70歳以上の老人	38万円
	19歳~22歳	45万円
	16歳~18歳・23歳~69歳	33万円

※16歳未満扶養親族の控除額は0円ですが、保育料などの算定に使用されますので記入漏れのないようお願いします。

㉓特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超	

【7 給与所得】

源泉徴収票のない給与収入について記入してください。源泉徴収票をお持ちの場合は添付してください。収入合計額は**2才欄**に記入し、**3⑥欄**には右側の【給与所得の速算表】から算出した額を記入してください。

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円	日	円
2	15,000	20	300,000
3	15,000	20	300,000
4			
5	12,000	25	300,000
6	12,000	20	240,000
7			
8			
9			
10	14,000	20	280,000
11	14,000	10	140,000
12			

裏面記入例

8 事業・不動産所得(小作料)に関する事項

所得の種類	収入金額A	必要経費		所得金額 A-(B+C)
		租税公課B	土地改良費C	
小作料	100,000 円	4,500 円	52,000 円	43,500 円
不動産				

◎ 事業所得などがある方

令和7年中の収入と経費により所得を算出した収支内訳書を申告書に添付してください。

< 営業等所得の例 >

保険外交員、検針員、大工・左官のうちご自身で仕事を請け負っている方、養鯉業、内職などによる収入がある方。内職・検針・集金等の業種で、家内労働の経費の特例を受ける場合(最高65万円の控除)は、その旨を記入。

< 不動産所得の例 >

貸家・アパート、貸地(農地・宅地)などの収入がある方。

【11 総合譲渡・一時所得】

(1) 総合譲渡所得

機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡による所得は総合譲渡所得です。

[短期]

保有期間が5年以内の資産の譲渡

[長期]

保有期間が5年を超える資産の譲渡

(2) 一時所得

生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、懸賞当せん金、競馬競輪の返戻金など、臨時の所得は一時所得です。

< 特別控除額 >

総合譲渡所得、一時所得それぞれに対して最高50万円です。

ウ欄の金額を**2シ欄**に、エ欄の金額を**3⑪欄**へ記入してください。

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票をお持

8 事業・不動産所得(小作料)に関する事項

種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式配当	○○電気株	R7・3	120,000 円	0 円
		・		
		・		
		・		

9 配当所得に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
講師謝礼	○×スクール	250,000 円	100,000 円
報酬	○○○	**, ***	0
シルバー人材センター分配金			特例控除額 (最高65万円)

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
講師謝礼	○×スクール	250,000 円	100,000 円
報酬	○○○	**, ***	0
シルバー人材センター分配金			特例控除額 (最高65万円)

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額A	必要経費B	差引金額C(A-B)	特別控除額D	所得金額(C-D)
総合譲渡	短 期	円	円	円	ア
	長 期				イ
一 時	1,000,000	400,000	600,000	500,000	100,000

右上のアの金額を表面のコに、イの金額を表面のサに、ウの金額を表面のシに記入してください。右のエの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

エ 合計ア+[(イ+ウ)×1/2] 50,000

12 事業専従者に関する事項

12 事業専従者に関する事項

1 氏名	小千谷 二郎	続柄	父	生年月日	明・大・昭平・令 27・7・1	専従者給与(控除)額	500,000 円
個人番号	11 21 341123415555			従事日数	12 月		
2 氏名		続柄		生年月日	明・大・昭平・令	専従者給与(控除)額	
個人番号				従事日数			

14 別居の扶養親族等に関する事項

1 フリガナ	オ デ ヤ ダ イ ザ プ ロ ウ	続柄	個人番号	1 2 3 4 1 2 3 4 3 3 3 3	国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
2 フリガナ	小千谷 大三郎	祖父	住所	○○市口口町1-2-3	国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
2 氏名		続柄	個人番号			

15 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分(特例控除対象)	新潟県共同募金会、日本赤十字社の支部、都道府県・市区町村(特例控除対象以外)	30,000
条例指定分	新潟県 小千谷市	500,000 円

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得割額を総所得金額に含め、配当割額株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲得割額を記入してください。
配 当 割 額
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額

17 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の住所
氏名				

※代理で申告する場合

提出者 小千谷 二郎 申告者との関係 父

(市町村処理欄) 本人個・通・運・障・確認在・他()

【代理で申告する場合】

本人の代わりに申告書を提出する場合、提出者の氏名と申告者との関係を記入してください。

裏面記入例

◎ 事業所得などがある方

令和7年中の収入と経費により所得を算出した収支内訳書を申告書に添付してください。

< 営業等所得の例 >